

# 病児保育事業委託仕様書

北九州市病児保育事業実施要綱に基づき、事業を実施するものとする。

## 1 事業内容

保護者の勤務の都合、疾病、事故、出産及び冠婚葬祭などやむを得ない事由により、家庭での保育が困難であり、病氣中及び病氣の回復期にあり集団保育が困難である概ね生後3ヶ月から小学校6年生までの児童を一時的に預かるもの。

## 2 事業の実施について

### ① 職員配置基準

職員3名

看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師）・・・常勤1名（兼務可）

保育士・・・2名（非常勤可）

### ② 必要な施設

保育室・・・面積は1室8.0㎡を下廻らないこと。

観察室又は安静室・・・乳幼児の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、6.6㎡以上とする。

調理室及び調乳室・・・調理室及び調乳室を有すること。また、専用の調乳室が設けられない場合においては、調理室の一部を調乳場として区画すること。

その他・・・その他病児保育の実施に必要な設備を有すること。

## 3 利用料金

本事業を利用した保護者は、下記に掲げる利用料を実施施設に支払わなければならない。ただし、令和5年4月以降に、実施施設が徴収を免除した場合、福岡県内居住世帯に限り、北九州市病児保育事業実施要綱別表1に定める福岡県内居住世帯加算分を、発注者に請求できるものとする。

金額2,000円（給食費、おむつ代等は含まない）

## 4 実施報告

受注者は、毎月、当該月の事業実績報告書を、翌月15日までに発注者に提出するものとする。

なお、報告書の様式は発注者が別に指定する。